

律令国家の成立と皇位継承

——直系継承と官僚制——

笠原英彦

- 一、はじめに
- 二、壬申の乱と近江朝廷の脆弱性
- 三、天武政権の再評価と皇親政治
- 四、持統女帝の権力資源と草壁直系
- 五、皇位継承ルールと不比等政権
- 六、おわりに

一、はじめに

本稿の目的は、七世紀末から八世紀前半にかけて、皇位継承ルールがしだいに世代内継承から直系継承へと変更された政治的背景をより一層明確化するために、天智政権と天武政権の実態を再検討し、律令国家の形成と皇位継承との関係をより深く理解することにある。

そこでまず第二章においては、天智政権の脆弱化と壬申の乱の勃発との関係を検討する。かつて直木孝次郎氏は、

天武から持統所生の草壁への継承に天武政治の制度化が必要とされ、律令の編纂が推進されたとの見解を示した。⁽¹⁾しかし、筆者は無条件に直木説にはしたがいが難い。なぜなら、天武政治の最大の特色ともされる皇親政治は天武のカリスマ性に立脚した一時的現象であり、律令制の根幹となることはなかったからである。また、森田悌氏が指摘するように、乙巳の変における中大兄の功績とその実力をもってすれば、卑母所生の大友への直系継承は容易であったとする説にも俄かに賛同しかねる。⁽²⁾一方、書紀の記事にしたがった政権末期の近江における天智と大海人とのやり取りに対する倉本一宏氏の解釈は妥当なものと考えられる。⁽³⁾しかし倉本説にも補強の余地があり、近江朝廷においては依然として古来の世代内継承が有力で大友の擁立という選択肢は必ずしも現実的ではなかった。筆者は大海人が即位を辞退したのは、あくまで「近江大津宮での即位」を嫌ったためと考える。近江朝廷の脆弱性が壬申の乱を引き寄せた側面を視野に入れる必要がある。

第三章では、やはり律令国家の成立と皇位継承の関連性を考察する前提として、天武政権を再評価したい。書紀の編纂者は勝者である天武の治世について厳しい実情を率直に描き出している。かねてより、筆者はかかる事実をもつ

と重く受けとめねばならないと考えてきた。こうした点を明確化するには、書紀の最終編纂段階を扱った不比等政権を視野に入れる必要がある。遠山美都男氏は、天武と持統が天智王朝を衰亡させた奸臣を掃討したが、不運にも大友は奸臣らに擁せられたという。筆者はこれに對し、もしそうした情勢なら天武らは近江朝廷に残って当面主導権を握ったと考える。もう一つの重要な論点として皇親政治を取り上げ、天武政権にはこれを推進するだけの権力基盤を欠いていたとの仮説の実証をめざした。その際、倉本氏らが提示した皇親政治の新たな見方にも検討を加えた。

第四章では、持統女帝の後半生を視野に入れつつ、天智を父とし天武を夫とする持統がいかに権力資源を蓄積、活用しながら、それまでとは異なる継承原理である草壁直系の実現に向け律令制を完成する軌跡を再検討する。飛鳥時代後半から奈良時代にかけて多くの女帝が輩出した政治的背景には中国化の推進に伴い、天皇や皇族、天皇と貴族官僚の関係を規定するため、皇位継承の安定化など天皇をめぐる諸制度の整備が急務となった。そのため持統は律令編纂など律令制の完成を牽引しうる人材の登用に力を注いだ。その代表例が藤原不比等であることはいうまでもない。本章では、これまで持統と不比等の利害関係に矮小化されが

ちであつた両者の関係を、女帝の性格の変化や律令国家の成立といったより広い視野から捉え直してみたい。

第五章において、まず筆者は不比等政権の特徴を、持統と不比等の提携関係を維持しつつ、天武朝とは異なる政治路線を選択したことに求めたい。対外関係において、不比等政権は天武朝の日羅関係を代わって日唐関係を主軸に据えた。国内政治においては、天武朝の特色とされる皇親政治に検討を加えた。また倉本氏の研究を踏まえて、天武朝の政治における、いわゆる「壬申年功臣」の位置づけを再確認した。すでに述べたように、天智朝末期の近江朝廷の政治基盤は脆弱化しており、天武朝において「壬申年功臣」はいわれているほど厚遇されたわけではない。ただし倉本説を全面的に肯定することはできない。同氏の学説において再検討すべきは、「皇親の官僚化」の概念であろう。それは律令官僚制の形成過程の一齣であり、けつして「皇親の官僚制化」でないことを明確にしておきたい。また、これまでやや軽視されてきた側面として天武朝政治からの継承点に着眼したい。それは天武朝に緊密化した日羅関係の影響である。一時的とはいえ唐との外交関係が途絶え新羅の影響下に浄御原令が成立したことは、太政官制の発展に依拠した不比等政権の誕生を助長した点は看過できない。

そして不比等が皇位継承ルールを変更する代償として太政官制を掌握し、天皇を法的枠組みに取り込んだことの意義を再検討したい。

二、壬申の乱と近江朝廷の脆弱性

日本書紀の最終編纂段階を考慮すれば、書紀は不比等政権が東アジア外交を有利に展開するべく造られた勅撰の史書という側面が大きいといわねばならない。そのため、書紀にはすぐれて政治的な思惑が秘められていたとみられる。なかでも書紀の伝える神話は、不比等政権のみならず、天武以降の皇統の正統性を内外に示すために造作された性格が濃厚である。いうまでもなく、書紀の本格的な編纂事業は天武朝の頃から開始されていた。しかし、その後編集方針は天武天皇の意図を離れ、大きく変更を強いられた。方針転換を主導したのは天武の皇后、後の持統天皇にほかならない。書紀によれば、皇后は天皇を補佐して天下を治めたとか、朝廷の政事にわたり天皇を支える上で多大の貢献をなしたとされる。皇后が類い稀な政治力を有していたことはまちがいない。推古女帝や皇極女帝に認められたシャーマニズムの色彩はほぼ払拭され、早くも天武朝後半

には持てる政治手腕を遺憾なく發揮したとみられる。⁽⁴⁾

天武が病いの床につくと、朱鳥元年七月には「天下の事は大小を問わず、悉く皇后及び皇太子に啓せ」との勅が出されている。直木孝次郎氏は律令の編纂について「天武のあとを草壁につがせようとするならば、天武の政治を制度化しておくことがまず必要である」とするが、こうした指摘はいささか見当違いではあるまいか。天武のカリスマ性に立脚した皇親政治など長続きするはずがなかった。実際のところ、持統は不比等率いる天智系の臣下ら新興官人層に政治参加の道を開いたとの見方もできよう。

しかも政治権力の推移について、皇后には先見の明があったといつてよからう。父、天智天皇は晩年病床に臥せりがちであった。病いの床に伏せた天智は同皇女の夫である「東宮」（皇太弟）大海人皇子を枕辺に召し、「朕、疾甚」とし後事を大海人に託す旨の詔を出した。兄、天智の伶俐さを誰よりも知悉する大海人が身の危険を察してこれを固辞したと理解するのが通説である。大海人は大友皇子ではなく倭姫王を天智の後継者に推し、天皇のために出家して修道するとして吉野に落ちのびたと書紀は記している。これが通説といつてよからうが、これに対し倉本氏は天智紀と壬申紀の微妙な文脈の相違を比較、検討した上で通

説とは異なる見解を提示し、注目されてきた。倉本氏は「天智十年十月十七日、いよいよ重体に陥った天智は、蘇我安麻呂を遣して、大海人を『大殿』に召した。天智は大海人に後事を託したが、大海人はそれを固く辞讓して『皇后』倭姫王の即位と大友の執政（壬申紀では立太子）を懇請し、出家して吉野に入った。というのが『日本書紀』の記す顛末である。（中略）ここで史実として天智の側に、壬申紀の語るような『陰謀』が存在したかどうかは疑わしい。壬申紀にしても、天智が『陰謀』を企んでいたと記しているわけではなく、大海人が『陰謀』を疑って慎重になったと記しているに過ぎないのである」との主張は史料に従った穏当な理解といえよう。⁽⁶⁾

倉本氏はかかる所説を踏まえておよそ二年後に公刊した著作の中で、よりわかりやすく持説を展開している。行論の関係上、重複を厭わず続けて引用したい。そこで同氏は、「壬申紀では、死の床にあつた天智が大海人王子を呼んで大王位を譲ると提案したものの、『隠せる謀』の存在を警戒した大海人王子がそれを固辞して出家し、吉野に隠棲したということになっている。壬申の乱の勃発や大海人王子の即位を正当化しなければならないはずの『日本書紀』にすら、天智が大海人王子を殺害しようとしていたとは書か

れていない。大海人王子の方に何らかの事情があつて、勝手に吉野に退去したとしか読み取れないのである。だいたい、即位を要請しておきながら、それを受諾したら謀反の疑いで殺害するという文脈にも、無理がある」とする。倉本氏は、天智は大海人に讓位する意向だったと考える。古くからもう一方の後嗣に想定された大友は、母が地方豪族の娘、伊賀采女宅子娘という、いわば卑母であり、よつて実際には大友に大王位を継ぐ資格はないとみなされるが多かつた。⁽⁷⁾明らかに、ここで倉本氏は大王位の継承をめぐる皇太弟と太政大臣の競合を根底から否定していることになる。

その後、森田悌氏はこうした倉本氏の主張を退けた。森田氏はその理由について、「卑母所生が皇位継承にとり不利な条件となることは言うまでもないが、乙巳の変では文字通り自ら剣をとり蘇我入鹿に切りつけクーデタを実現してその後の改新政治を主導し、孝徳天皇の拒絶を無視して倭京帰還を強行する程の強烈な意思の持主である天智天皇にとり、卑母所生が自分の息子を後嗣とすることにさほどの障害になつたとは考え難いのではないか。乙巳の変の成功は中大兄皇子、天智天皇に他を圧倒する政治的権威を与えたはずであり、後嗣の問題に関し慣習に背くようなこと

があつても、廷臣が異論を持ち出せるような状況ではなかつたと考えられるのである」と説明する。⁽⁸⁾

倉本氏の主張も説明不足の感が否めないが、森田氏の批判もかなり粗削りの印象が拭えない。第一、乙巳の変と壬申の乱では三〇年近い時代の隔たりがある。その間、実母の皇極は重祚して斉明となり中大兄即位のための時間を稼ぎ、白村江の敗戦により中大兄は六年余にも及ぶ称制を余儀なくされたのである。したがつて、このときにもはや天智に「他を圧倒する政治的権威」などあるはずもなく、森田氏の説には与せない。⁽⁹⁾一方、倉本氏の説を補強するとなれば、依然として近江朝廷にあつては古来の世代内継承が有力であつたことがあげられよう。後世、元明即位の宣命に初めて登場する「不改常典」はあくまで持統・不比等らに都合よく天智に仮託されたものとみなすべきで、天智が直系継承を志向したというよりも、それは結果論にすぎない。よつて、天智が世代内継承を尊重したことに不自然さはなからう。倭姫王の名があがつたのもそのためにながさない。倉本氏が指摘するように、大友の擁立という選択肢は当時、必ずしも現実的ではなかつたと筆者も考える。

それでは、倉本氏曰く「大海人王子が即位を断り」勝手に退去した」のは何故か。後述するように、筆者は大海

人が即位を拒否したとすれば、それは「近江大津宮での即位」を嫌ったためであると推察する。近江朝廷の権力基盤が余りに脆弱化していたというのがその理由である。かくして、皇女も草壁皇子ら幼子の手を引きながら大海人一行を伴にし、一路吉野離宮をめざした。才気煥発な皇女は近江朝廷の末路を的確に予見し、父の天智を後に残して夫、大海人に付き従ったのである。おそらく皇女は何の迷いもなく、豪族らの支持を失い弱体化した近江朝廷に見切りをつけたにちがいない。その研ぎ澄まされた感性としたたかさは、まぎれもなく父譲りであったといつてよからう。⁽¹⁰⁾

古代最大の内乱とされる壬申の乱における吉野方の圧勝により、天武は漢の高祖に比肩されるほど英雄視され、天皇のカリスマ性は一挙に高まった。賊軍が朝廷を降したのであるから、けだしかかる反応を醸成したとしても不思議はなからう。しかし、これは中央の事情に疎い東国の中小豪族層の大海人に対する熱狂的支持に発するものであったとみられる。近江朝廷の情勢に通じた中央の有力豪族らは朝廷の弱体化と限界を知悉していたにちがいない。その後の大伴吹負らの背信行為がそれを象徴しているといえよう。吉野へ向かう大海人一行を見送った近江朝廷の官人らが「みじくも「虎に翼をつけて野に放つが如し」とした後顧の

憂いは見事に的中したのである。朝廷の政治基盤の脆弱化は政権首脳部に共有されていたであろう。⁽¹¹⁾

さすがの天智も出家するという「同胞」に刃を向けられなかったとよく説明されるが、果たしてそうであろうか。筆者はむしろ大海人は后妃共々、近江朝廷に見切りをつけていたと考える。大海人が吉野を選択した背景には、すでに軍事的戦略が秘められていたとみるべきであろう。もし天智がそのことを見逃していたとすれば、もはや病いに蝕まれる天智の判断力が極度に低下していた可能性をも考慮に入れてしかるべきではあるまいか。⁽¹²⁾

いかに『懷風藻』に大友について「皇子博學にして多通、文武に材幹あり」とみえるとはいえ、天智が卑母である伊賀の采女、宅子との間にもうけた大友を立太子させることに大方の支持が得られるかは不透明であった。それでも天智が唐の直系継承をもち出したとしたら、大海人はその気性から推して憤激したにちがいない。天智七年に大海人が天智天皇の御前において長槍で床を刺し抜いた話は有名である。『大織冠伝』は鎌足を顕彰しており、むしろ額面通りには受けとれないが、こうした狼藉による混乱を鎌足が割って入り必死にその場をとりなしたという筋立てになっている。これが事実なら、それは鎌足の存在感の大きさと

ともに、あらためて大海人の激しい気性を示して余りあるといえよう。いまだ一皇女であった持統は冷静に父、天智と夫、大海人を対比し、夫に従ったことはすでに述べた通りである。天智には実母である皇極の孝徳への史上初の讓位や斉明としての重祚、そして自らの称制など、その底力を疑わしめる要素が多分にあった。父親の実像を娘の持統は見透かしていたにちがいない。⁽¹⁵⁾

吉野裕子氏は立后前の持統について、額田王との関係の深刻さを強調する。つまり将来、大友皇子が即位するようなことがあれば、その妃である十市皇女が皇后となる可能性は高いと指摘する。かねてより父、天智と夫、大海人の不和の原因の一つに額田王をめぐる恋の鞘あてをあげる見解は人口に膾炙する逸話といつてよからう。同氏が指摘するように、夫である大海人の恋人とされる額田王とその間に授かった十市の母子の存在は、皇女時代の持統にとつてまさに天敵と見做すことができなくもない。皇女にとつて大友の即位を阻止することこそ至上命題であり、もはや内戦は必然であったと吉野氏はいう。⁽¹⁴⁾しかしこうした見方は余りに讚良皇女やその夫をめぐる男女関係を過大視しすぎてはいまいか。直木氏のように、額田王をめぐる確執は過去の出来事とし兄弟間の決裂とは切り離して考える見方も

ある。⁽¹⁵⁾

もし卑母をもつ大友に踐祚の可能性があれば、皇女が夫、大海人とともに吉野に随伴するのは当然の成り行きであったともいえよう。同皇女の乱への関与という点で看過できないのは、天武元年六月、天皇に從い「避難東國。鞠旅会衆、遂与定謀」と持統称制前紀にはつきりと記されていることである。⁽¹⁶⁾よく引かれる立后の際の書紀の記事として、皇后は終始、天武天皇を助け天下のためにつねに助言を加え、朝政を輔弼したとの下りが知られる。こうした記事に着目した研究としては、倉本氏による皇女時代の持統による壬申の乱首謀説が知られる。⁽¹⁷⁾倉本氏の説については、上述べたような皇女にとつての額田王の存在にふれる吉野氏の説をも踏まえると、有力な仮説といつてよからう。

大海人や讚良らの吉野離宮における謀議に対して、近江朝廷はもはやなす術がなかったにちがいない。なぜなら、天智天皇の重患、天皇との間に子をなさない倭姫王、卑母をもちいま一つ人望を欠く大友と朝廷の中枢は甚だしく無力化していたからにほかならない。大海人の仏道修行の意向に接し、兄天皇は二度にわたり「天皇許す」とまさに唯々諾々のあり様を書紀は描き出している。二度のうち先の詔は吉野方の造作ともいわれる。天智一〇年一〇月一七

日、「朕疾甚。以後事蜀汝」との兄天皇の申し出を「固辭」した大海人は、俄かに出家と称して大津宮を後にした。ために大友は天皇の詔により、即位することになる。天智一〇年一月二三日条には、以下の通り記されている。¹⁸⁾

大友皇子、在於内裏西殿織佛臣蘇我赤兄臣・右大臣中臣金連・蘇我果安臣・巨勢人臣・紀大人臣侍焉。大友皇子、手執香爐、先起誓盟曰、六人同心、奉天皇詔。若有違者、必被天罰、云々。

大友が内裏は西殿、仏像の前に進むと、左大臣蘇我赤兄、右大臣中臣金、御史大夫果安ら五人の重臣は、臣ら五人、殿下に随って天皇の詔を奉るとして同皇子を擁立するという誓いを立てた。当の大友がこれら五人の重臣らを先導する形で六人心を同じくして天皇の詔を奉り、もし違うことがあれば、必ず天罰を被ることになるうとの盟約が結ばされたと書紀は明確に記す。にもかかわらず、書紀は天皇の詔の内容に一切ふれるところがない。それはいったい何故であろうか。

素直に文脈にしたがえば、大友を後嗣に立てるという天智の意思と受け取るのが自然であろう。しかし、ここから

直ちに天智が直系継承を志向していたとするのは単に後世の見方を投影したにすぎない。もちろんその道のりは実に多難であったが、乙巳の変で権力闘争に勝利し、改新政権の中核にあつて旧支配勢力と渡り合いながら中国化を推進しようとしたことを否定するわけではない。さりながら、この詔を直ちに天武朝の「吉野の盟約」や後の元明女帝の即位の宣命にみえる「不改常典」と短絡的に結びつけて考えることには慎重であるべきであろう。

いうまでもなく、「吉野の盟約」が王位継承者として草壁皇子を、「不改常典」が首皇子を想定していたことはまぢがいになく、それらがいずれも直系継承を志向していたことも事実であろう。とはいえ、その起点を直ちにこの天智の詔に求めることはやはり早計であろう。むしろここで最も重要なのは、天智を直系継承の起点とすることに最も積極的であったのが天智の皇女で後に天武の皇后となり、ついで即位する持統にほかならないことであろう。近江朝廷の重臣らがこの詔を奉じたその翌日のこととして、近江宮に火災があり、大藏省の第三倉より出火したと書紀は綴る。この時代に、かかる類いの異変はけつして珍しいことではない。要するに、太政大臣とはいえ、大友の擁立に異を唱える勢力が朝廷内に存在したということになる。そして

さらにその五日後、五人の臣下は大友を奉って天皇の前に盟約したとの記事が三たび登場する。これはいったいどういうことであろうか。

弟の大海人と天皇の娘で皇子に嫁した讚良皇女らの離反を容易に許した重恵の天皇をいただく天智政権の弱体化は決定的であり、ついに近江朝廷は重大な危機的局面に遭遇したといえよう。白村江の大敗以降、斉明紀の異様なムードは称制期を挟み天智朝には払拭されるどころかむしろ拡大し、書紀には多くの奇怪で思わせぶりの歌謡が配されたことはつとに知られていよう。この年一二月、ついに天智は崩じた。その際にも、天智紀には以下三首の意味深長な童謡が織り込まれた。「其一　み吉野の吉野の鮎、鮎こそは島傍も良き、え苦しえ、水葱の下芹の下吾は苦しえ。其二　臣の子の八重の紐解く、一重だにいまだ解かねは、御子の紐解く。其三　赤駒のい行き憚る真葛原、何の伝言直にししけむ」。「其一」の歌は皇位継承をめぐる暗闘を強く意識しつつ、大海人ら吉野方の苦衷を象徴するかのようである。「其二」は吉野方の戦闘に向けた陣容整備にふれ、つづく「其三」は戦端が開かれる直前の両陣営の動向が諷せられているとみられる¹⁹⁾。

三、天武政権の再評価と皇親政治

天武一〇年三月条に「令記定帝紀及上古諸事。大嶋・子首、親執筆以録焉」とみえるように、書紀の本格的な編纂事業が開始されたのは天武朝であるとされる。そのため、壬申の乱の敗者となった近江朝廷の治世が実際以上にあしざまな表現を用いて描かれるのは当然のこととされてきた。しかし注意深く記事を見ると、書紀の編纂者は勝者の側にあるはずの天武朝の治世についても、厳しい実情を率直に描き出している。筆者は常々、この事実をもっと重く受けとめねばならないと考えてきた。それは、書紀の完成が七二〇年（養老四年）、奈良時代の初期であることに起因するとみられる。この年五月、舍人親王が「日本紀」三〇巻、系図一卷を撰上した。すでに異例な皇位継承により即位した元明天皇は無事、元正天皇への譲位を果たし、その後ろ盾であった不比等政権も幕を閉じようとしていた²⁰⁾。

古代日本の律令法典の完成段階といってもよい大宝・養老両律令の編纂を事実上主導した不比等がほぼ同様に、書紀の完成にも深く関与したと考えることに無理はなからう。壬申の乱において敗者の側にあつた不比等は天武政権に対

して批判的であったばかりか、同政権を反面教師とすら位置づけていたと考えられる⁽²¹⁾。

遠山氏は、「天武は舒明・皇極（斉明）夫妻の二男であり、その点で兄天智に較べて皇位継承権が乏しかった。他方、持統も天智を父にもつとはいへ、所詮皇女にすぎなかったから、天皇のキサキにならなければ即位することはできなかった（この時代、皇女に皇位継承権はなかった）。天武と持統は、天智によって次期天皇に指名された大友を武力で倒さない限り、そろって（相次いで）天皇になることはできなかったのである」と述べている。その上で、遠山氏は壬申の乱をめぐって「彼ら（天武・持統―筆者）の手が大友の血に塗られていること、彼らが大友からその地位と権力を奪い取ったことを、同時代や後世にむかってそのまま発信するわけにはいかない。彼らによる大友殺害は結果的にやむをえないものであり、正当な理由のある行為であったとしなければならぬ。そこで彼らが考えだしたのが、天智を王とする中国にあったような王朝とその衰亡という設定であった。（中略）天武と持統はあくまで天智の王朝に衰亡をもたらす奸臣らを掃討すべく立ち上がったのであるが、大友は不運にも彼らに擁せられてしまった」と説明した⁽²²⁾。

しかし、筆者はそうは考えない。もし遠山氏がいうように近江朝廷の重臣らが「天智の王朝に衰亡をもたらす奸臣」なら、天武・持統は兄や父のために当面、朝廷にとどまり内部から天智を支えて主導権を握ることも可能であったはずである。たとえそれが史実の造作であったとしても、そうした理由づけでは乱を起こした天武らの行為は何ら正統化されないと筆者は考えるからである。天智政権の首脳部を構成する蘇我赤兄や中臣金、あるいは巨勢人や蘇我果安、紀大人らを文字通り「元凶」とみなすのは、壬申紀ゆえであろう。上述のように、もはや近江朝廷は政権末期であり、天武も持統もそれを承知で見放した上、王権の篡奪を企図したにすぎない。壬申紀から天武らの大友への配慮が読みとれるとしたら、それは持統朝以降、とりわけ草壁早世後に天智の復権の一環として描かれたとみる方が自然であろう⁽²³⁾。遠山氏自身が論じているように、天武らの着想が「天智を王とする中国にあったような王朝とその衰亡という設定であった」というなら、天武政権はまさに革命政権であって、大友の出自からみても、天武政権の正統性が揺らぐことなどあろうはずもない。

壬申の乱においてはなばなしの戦果をあげ近江朝廷を降して王位を篡奪した大海人は、東国の中小豪族層らを中心

に熱狂的な支持を得て飛鳥浄御原宮に即位した。天武がその強力なカリスマ性を背景に天皇と皇族だけで政権中枢を担う皇親政治を断行したことは広く知られている。しかし、果たして天武政権に皇親政治を推進するだけの十分な権力基盤と基礎体力が備わっていたかといえ、それははなはだ疑問であるといわねばならない。

天武朝の政治については、これまで「専制君主制」の側面が強調されることが少なくなかった。壬申の乱という古代最大の内乱を戦い抜き、朝廷を圧倒したことは、強力な王権の誕生を強く印象づけた。大王の権力が著しく強化され、その権威も飛躍的に高まったとされる。それもあつて、天皇号が成立した時代と評価されるようになった。にもかかわらず、天武紀にはこうした理解や印象と矛盾する記事が少なからず散見されるのは何故だろうか。

そもそも古代日本の天皇制国家、律令国家形成の背後には、渡来系氏族や渡来人集団の大きな力を認めざるを得ない。六世紀以降、大王を中心とする中央集権化を先導したのは蘇我氏であり、それを後ろから力強く支え推進したのはまぎれもなく、渡来系技術集団や渡来人テクノクラートであった。なかでも東漢氏の特筆に値しよう。⁽²⁴⁾ 東漢氏は倭漢氏とも記され、天武朝における改姓までに分裂を

繰り返した同族は直の姓を有した。東漢氏は閔晃氏が述べるように、古来より重要な朝廷活動を担い、六世紀以前から巨大な社会・経済勢力に発展していった。蘇我氏の傘下にあつて半島から多くの渡来人を受け入れ、しだいに経済力、武力ともに増大していった。彼らは半島からの新技術の導入にあり、名族で軍事氏族であつた大伴、物部両氏を凌駕していった。同氏は蘇我氏と提携し、王権の支配下に組み込まれ伴造として奉仕した。

たとえば、天武六年六月には、古くから蘇我氏の傘下で政界工作に活躍してきた東漢氏に対し、天武は次のように詔した。⁽²⁵⁾

汝等党賊之、自本犯罪七不可也。是認以、從者小墾田御世、至于近江朝、常以謀汝等為事。今当朕世、將責汝等不可之状、以隨犯應罪。然頓不欲絶漢直之氏。故降大恩以原之。從今以後、若有犯者、必入不赦之例。

こうした詔からは、一見天武がそれまでの東漢氏の悪行を挙げ糾弾したかのような印象を受ける。しかしその内容を精査すると、必ずしもそうとばかりはいえない。むしろ宮都を飛鳥に移すにあたり、天皇は何とか同氏との妥協を

図ろうとしたかにも見える。わけても詔の後半部分には、天武の本音がかいまみえる。結果として、天皇は東漢氏を根絶やしにするどころか、同氏は奈良時代まで生きのび土木事業などに取り組んだことが『続日本紀』などから読みとれる。そもそも天武政権に同氏を壊滅させるほどの力があつたとは考えにくい。東漢氏が高市郡を占拠していることを併せ考えれば、上述の詔にみえるように、天皇が共存共栄の道を選んだのは現実的かつ賢明な判断というべきであろう。なぜなら、天武朝も天智朝と同様に、豪族らと密接に関連する皇位継承という極めて大きな不安定要因を抱懐していたからにはかならない。²⁶⁾

政権が抱える問題はこうした表面上の権力闘争にとどまらない。天武政権を特徴づける皇親政治は、壬申の乱の劇的勝利に伴う一時的な天武のカリスマ性を大前提とした実的脆弱な側面を併せもっていた。天武政権の拠つて立つ支持基盤はいうまでもなく壬申の功臣らであるはずだが、皇親政治の名の下に臣下の政治参加は部分的にしか認められなかった。このあたりの事情について早くに着目したのは北山茂夫氏である。²⁷⁾石母田正氏も、「皇親」を「天皇を中心とする身内の・族制的集団」とし、一つの政治勢力とみなした。²⁸⁾

天皇を中心にその血族ら「皇親」による皇親政治を考察するには、まず「皇親」の実態を明確にしておくことが重要であろう。直木氏は「皇親」の範囲を皇子、諸王、真人姓氏族と捉えた。²⁹⁾そのほか、研究者によつて皇子と諸王、諸王のみに限定するなど、その範囲は思いのほか区々である。「皇親」を直木氏とほぼ同様に把握する竹内理三氏は、八色の姓の内、真人姓の氏族らを「準皇親」とみなした。³⁰⁾

これを踏まえて、倉本氏は真人姓氏族を二つに分類し、そのうち多治比、威奈、路、守山、当麻の五氏を「準皇親」と捉えたのである。倉本氏は「準皇親」と位置づけた五氏について、「氏族系譜に混乱がなく、六世紀の継体王子の世代以降の王族を始祖とし、官人として現われ始める時期が七世紀後半と遅く、真人姓賜姓以前にはすべて『公』という姓を持つており、在地に勢力基盤を有しておらず、乳母氏と思われる同名他姓氏族を確認することができ、中央の上級官人を多く輩出し、大王家に后妃を入れたという伝承を持つておらず、壬申の乱における活躍がほとんど見られないという点で共通している」と論じた。³¹⁾

さらに倉本氏はこうした「準皇親」に位置づけられる真人姓氏族を皇子や諸王とともに「皇親」に含めて考えるべきとする。同氏は、その根拠として多治比真人をあげ、正

倉院文書や『藤原宮木簡』に共通して「王」の字が付されていることをもって、後々まで同氏が「皇親」として認識されていたとする。また、「皇親」が官僚層として必要とされた時代の要請から「皇親」概念の拡大を主張するが、ここではもう一方の概念である「官僚」（ひいては「官僚制」）が明確に定義されていない。よって筆者は同見解に与するには慎重でありたい。⁽³²⁾

ただし倉本氏が先行研究を踏まえて天智朝と天武朝を峻別し、天智が目的遂行の手段として王族を官僚化する考えをもっておらず、天武朝になって「皇親」が中央の官司を任され、地方に使節として派遣されるなど行政を恒常的に分担するようになったとする見方は十分に首肯できよう。

また、「皇親官僚制成立の画期が天武朝であった」とか、寺西貞弘氏が指摘するように、天皇の詔が発せられる際に、天武朝以前は「天皇对官僚」の図式であったのが、天武朝になると「天皇对親王・諸王および官僚」という図式へと変化することをもって、皇親官僚化への転換期を天武朝とする見方を示しているが、誤解を生じることのないようにより丁寧な説明が求められよう。⁽³⁴⁾

すなわち寺西氏の二つの図式を理解する上で、後者の図式にみえる「親王・諸王」が前者の図式には登場しないこ

とをどのように考えるべきか。天武政権以前の段階で王族らは天皇の背後にあつて政治力学を左右する存在ではなかったという理解でよいのであろうか。もちろんあらゆる場合にそうだったわけではないが、王族らの政治的地位が对豪族との関係において確立していたとは必ずしもいえない。

たとえば推古女帝崩御に伴う継嗣問題においては、大臣蘇我蝦夷の指導力の欠如も相俟つて、実質的には大夫合議体の構成員に王族は加わっていない。舒明即位前紀には先帝崩御直後、「九月、葬禮畢之。嗣位未定。当是時、蘇我蝦夷臣為大臣。独欲定嗣位。顧畏群臣不從」とみえる。⁽³⁵⁾ 群臣らが相応の政治的発言権を有していたことはまちがいないであろう。合議の結果として推古の遺詔が尊重され、田村皇子が選出された。その後、結果を聞いた山背大兄王はこれに納得せず、叔父で大臣の蝦夷に異議を申し立てた。山背大兄の抗議は執拗であったが、蝦夷は何とかこれを抑えた。山背大兄の異議は結局、群臣らの合議により退けられたのである。大夫合議体の決定が王族の意向を撥ね退けたことは、やはり注目に値しよう。この事案をめぐる武光誠氏は、王族は国政の合議機関の枠外にあつて官僚制から超越した身分にあつたとみる。⁽³⁶⁾ いかにも身分が高くとも、重要な

「政治決定から疎外されることもあろう。

そもそも天武朝を一面特徴づける「皇親政治」と「皇親官僚制」や「皇親官僚化」といった概念は果たして如何なる関係と意味合いをもっているのだろうか。一般に「皇親政治」とは天皇と皇族がほぼ排他的に政治に参加する政治形態で、壬申の乱に大勝した天武は大臣のポストを設けず、臣下の政治参加は著しく制約された。畿内の有力豪族の族長らは太政官の「納言」に集められたが、重要な政策決定には関与せず、「納言」はいわば豪族らのガス抜き、機関にすぎなかったとされる。天武政権の長期化に伴い、事実上政治参加の機会を奪われた豪族らの中には当然、不満が鬱積していった。⁽³⁷⁾

一方、天武朝官制を作動させる上で一定の行政活動が求められたが、これを担う必要性から倉本氏らという「皇親官僚制」が求められた。しかしそうすると、いわゆる壬申の功臣らの処遇との間に不整合が生じる。そこで皇親政治の前提となる政權発足まもない時期の官人に対する対応ぶりをみておく必要がある。まずは壬申の乱の戦功が注目される。天武紀二年二月二十九日条に「有勲功人等、賜爵有差」とみえる。⁽³⁸⁾ 同年五月一日には、「詔公卿大夫及諸臣連並伴造等曰、夫初出身者、先令大舍人。然後、選簡其才能、

以充當職」とした。⁽³⁹⁾ 詔冒頭の表現は珍しいが、旧来からの族連を明確にしようと試みられた可能性が指摘される。慣例にしたがいがい、まず中央の豪族に対して出身法が定められた。つまり「最初に宮仕えする場合は、大舍人として任用して、しかる後に適材適所で再配置せよ」と命じたのである。

白村江以来の日羅関係はすでに改善され、天皇にも半島統一を成し遂げる勢いの新羅の発展ぶりから学ぼうとの意欲があったにちがいない。同年六月中旬には、新羅も使節を遣し天武の即位に対し祝意を表した。半島情勢を知悉していた天武は新羅の急成長ぶりに着目し、和白の制なども参考にしながら、律令国家化をめざした。吉野方の勝利に寄与した東国の中小豪族層には当初、それなりの配慮が加えられたものの、かかる豪族層を政權の中軸に据えることには無理があった。したがって、豪族らはまず大舍人に採用した上で、後は能力主義を実践したのである。

政權中枢には「皇親」を配した。皇后のほか、高市、草壁、大津、忍壁、磯城、川島、施基など諸皇子ら、そして上述の「準皇親」が起用された。後者の諸王らは各官司の大夫層を構成することになったのである。倉本氏が注目した小紫美濃王、小錦下紀臣珂多麻呂、諸王四位栗隈王、そ

して小錦上大臣御行の四名はいずれも重要な官司の要職に補された、いわゆる「壬申年功臣」である。いうまでもなく、万葉集に「大君は神にしませば」と詠じた大臣御行は壬申の乱で近江朝廷を脱出して吉野方に加担した典型的な壬申の功臣であり、天皇のみならず天武系の皇子らを支持し、天武一三年に宿禰を賜姓され、大納言まで榮進した。したがって、臣下が政権中枢から排除され政治参加を制約されたという「皇親政治」の説明は、厳密には誤解を生むおそれなしとしない。そうした背景があったからこそ、天武政権は「皇親」と大夫層により維持されたのである。⁽⁴⁰⁾

天武政権がまがりなりにも維持された背景としては、政権上層部に対外的な緊張感と国内的な結束の必要性が共有されたためと考えられる。百済や高句麗の没落と半島における唐と新羅の攻防はいやが上にも日本の軍事力増強を推進させ、国内的には危機管理を徹底すべく天皇の超越的権威化や皇太子制の創出による朝廷内部の軋轢の極小化がめざされた。いふなれば、国家権力を徹底して集中・強化するために、急ピッチで律令国家の完成度を高めることが目標に据えられたのである。

天武朝のまさに中葉にあたる天武八年五月、吉野の盟約が結ばれた。天皇は「朕男等、各異腹而生。然今如一母同

産慈之」と語り、六人の皇子らを抱擁したという。⁽⁴¹⁾ 天皇は自らがこの世を去って後、皇子らが皇位継承をめぐる血みどろの争いを引き起すことをいたく恐れた。かつて壬申の乱に際し、謀議をめぐるせた吉野離宮を舞台に選んだことから天皇の思いが汲みとれよう。天武紀によれば、天武は詔して、末永く皇位継承をめぐる紛争を避けるよう念じた。天皇が皇后共々、草壁皇子の擁立をめざしていたのはまちがいがなからう。天武紀の同八年五月六日条には、天武が皇后や草壁をトップに据え、皇子らを熱心に説諭した様子が描き出されている。寺西氏によれば、高市、草壁、大津、忍壁、河嶋の五人の皇子らは一〇代ないし二〇代の頃に壬申の乱と吉野の盟約に遭遇した。これにより、皇子らに改めて天皇の偉業を再認識させようとしたことはいうまでもなからう。⁽⁴²⁾

壬申の乱の結果、天武朝に至って天皇の権威が急速に高まったとする通説は過大評価に過ぎよう。すでに述べたように、天智朝に至るまで政界の闇の勢力として暗躍した東漢直に対して、天武は「今当朕世、将責汝等不可之状、以随犯應罪」とその動きを強く牽制した。しかしこれを天武の実力の誇示と額面通りには受け取れない。なぜなら、客観的視点に立てば、とても政治学的にみてプラスに評価で

きない皇親政治を特色とする天武政権が盤石とは考えられないからにはかならない。

さて、壬申の乱における近江、吉野両陣営の形勢にも目を向けておこう。壬申紀はいうまでもなく吉野方優位に描かれているため、その記事をそのまま史実と受け止めることはできない。内乱は当然のことながら、両陣営の綱引きによって左右された。壬申の乱は古代最大の内乱といわれるが、戦鬪自体は一月で終息している。これは近江朝廷方が白村江の敗戦の後遺症として大打撃を受けた西国から兵を集められなかったのに対し、吉野方が迅速にして果敢な東征により東国兵の動員に成功し、さらに大伴吹負らの加担が大きく乱の進展に影響を与えたためと考えられる⁽⁴³⁾。

しかし一方近江方も七月上旬、山部王や蘇我臣果安らにより数万の衆を出兵せしめたとの記事もみえる。結果として近江陣営の内訌により不首尾に終わり、これが勝機を逸した大きな要因ともいわれる。ここではこれ以上詳細な内乱の経過には踏み込まないが、近江方の指揮命令系統の乱れが戦局全般を大きく左右したと筆者は考える。すでに述べたように、その背景には天智政権の脆弱性が大きく影響していたとみられる⁽⁴⁵⁾。

すなわち近江朝廷の政治基盤には少なからぬ亀裂が生じ

ており、脆弱化を引き起こしていた可能性が高いと筆者は考える。吉野方の戦略や戦術が功を奏した側面があったにしても、天智政権は早晩、崩壊する運命にあった。壬申紀を占める記事が安斗宿禰智徳、調連淡路、そして和迩部臣君手ら吉野方にあつた舎人の日記などを中心に構成されていることを考えれば、天武の力量を余り過大評価するのは適切ではなからう。

天武を神格化していたのも、中央政界の動向に疎い東国の中小豪族層であつた。畿内の大豪族らは、もつと冷静に新政権の動向を注視していた。天武三年八月、天皇は「元来諸家貯於神府寶物、今皆還其子孫」と勅した⁽⁴⁶⁾。石上神宮に忍壁皇子を派遣し、諸氏の武器が接収された。その意味するところは、天武の力の限界に帰着するのではあるまいか。壬申の乱の戦後処理や皇位継承争いを回避すべく吉野の盟約を結びしめるなど、その状況判断には見通しの甘さが顕著である。

こうした戦後の動向を踏まえて、いま一度皇親政治について問い直してみたい。太政官に納言を設け畿内の有力豪族らを集め、形ばかりの政治参加を演出するだけでは、そもそも政権基盤を強化することなど望むべくもない。はなばなしい戦勝に酔いしれ、天武は己の実力を過信していた

といわれても致し方あるまい。白村江の戦い以降、近江朝廷を見限っていた畿内の豪族らにとつて、天武政権の政治方針も彼らの期待を裏切るに十分であった。天武自身も天智政権の矛盾に対する洞察力に欠けていたのではないか。天武四年二月の詔で、天皇は「甲子年諸氏被給部曲者、自今以後、皆除之。又親王諸王、併諸寺等所賜、山澤嶋浦、林野被池、前後並除焉」と命じた。⁽⁴⁷⁾ 天皇はさらに、群臣・百寮及び天下の民衆は諸悪をなさぬよう、もし犯すことがあればそれ相應の処罰を断行する旨の一見毅然とした姿勢を示したかにみえる。だが、天武は政権をめぐる客観情勢を読み誤っていたといっても過言ではあるまい。それは、天武政権が専制的支配を貫徹するだけの強固な政治基盤をもち併せていなかったことの反映ともいえよう。

同政権が公地公民制をめざした諸施策も必ずしも十分実を結ぶには至らなかった。これまで朝廷を構成してきた大豪族層の中にも、壬申の功臣を優遇し食封制を東国に移行させたと捉えた者が少なくなかったであろう。果たして天武朝による政策選択は妥当であったといえるであろうか。かつて北山氏は天武政権の政治的性格を次のように評価した。通説的見解を確認する意味で、同氏の見解をみておこう。同氏によれば、天武の専制政治は皇后との共治という

特異な性質を帯び、天武は臣僚からひとりの大臣をも選任しなかった。天皇はその共治体制との関連で、諸皇子、諸王を重要な部署につけ特別の役割を与えたとする。天武朝官制の特色とされる皇親政治の依つて立つ基盤を天皇と皇后を中核とする専制的共和体制に求めるところに北山説の特徴がある。

すなわち皇后の政治への関与が皇親政治や「専制的性格」を帯びた太政官政治を生み出したとも読める。直木氏によれば、皇后は天智の娘であるから、天智の皇子らが冷遇されていなかったとされる。天武も新時代にふさわしい官僚の育成を企図していたことはまちがいない。しかし天武は王卿らにはきびしく、公民による法令違反についても彼らを問責した。「近日。暴悪者多在巷里。是則王卿等之過也」との同天皇八年一〇月二日の天武の詔は端的にそれを物語っている。こうした天武の方針をめぐることは、天武が天智政権をいかに理解していたかが大きな鍵となろう。少しふり返れば、大化改新以来、中大兄皇子は長く「皇太子」の地位にとどまり、即位の機を逃してきた。その原因は客観情勢の厳しさだけでなく、中大兄自身の統治能力の限界があったのではなからうか。白村江の敗戦により、中大兄はやむなく即位せず大政を領導する称制を敷かざる

をえなくなつた。九州は朝倉宮における母、齊明女帝の崩御に伴う苦肉の策とはいえ、もはや政權は死に体以外の何物でもなかつたといつてよからう。天智天皇七年正月、「皇太子（称制―筆者）は即位した。――ある本は六年三月に即位したとある」と書紀は記す。そして同年七月、人々が「天皇は皇位を去るのだからか」といったとする、何とも唐突な記事がみえる。前年春の近江遷都についても、かねてより中大兄は民衆への労役負担の軽減を打ち出したから、顰蹙を買つたことは否めない。天智即位前紀には依然として文飾や造作の可能性が疑われる。齊明紀に「たふれ心の渠」とみえるように、土木事業に執着して民衆に労役負担を課した先帝、齊明の汚名を返上する意図があつたにしても、中大兄が「齊明天皇の勅を承つて、万民をいたわるため」に苦役を避けたとの臣下への説明には、あまりにも説得力が欠けていよう。しかも中大兄は対外情勢に関する確な情報収集能力を著しく欠いていた。そもそも天智称制元年九月、長津宮にあつた中大兄は鬼室福信の救援要請に対して質の豊璋に五千の護衛兵をつけて帰還させたように、朝鮮半島情勢を十分に把握していなかつた。これとは対照的に、『旧唐書』や『新唐書』から明らかのように、唐は福信と豊璋が所詮は折り合えないことを承知

していたのである。よつて、かかる中大兄のとつた措置は、結果として百済の内紛を招いただけであつた。同二年五月、「犬上君は、（中略）石城で会つた豊璋から福信の罪状を知らされた」というのである。その後、さらに王豊璋は名將といわれた鬼室福信に疑念を抱き、まもなく福信の身柄を拘束し、ついに斬殺した。不幸にしてこの内紛は新羅に百済への軍事侵攻の口実を与えた。白村江以降、唐と新羅との関係は急速に悪化し、日本に対する追撃などありえなかつたにもかかわらず、都を近江大津宮に移し水城を築くなど過剰防衛に終始したのも天智の能力的限界を示す証左といえよう。

天智天皇や近江朝廷をめぐる書紀の記述には、後の不比等政權による編纂過程において多大の修飾が加えられた可能性が想定される。後述するように、不比等は持統の意向にしたがい、草壁直系への皇位継承を巧みに画策した。持統の父であり天智系継承の原点でもある天智の事績についてはかなり過大評価されているとみられる。かかる視点に立つて、天智系の系譜や天智・天武両系統の關係についてその政治的背景を新たに考察する必要がある。

四、持続女帝の権力資源と草壁直系

わが国の歴史上、スメラミコトのもつ政治的・宗教的権威は、歴代の政権の正統性を大きく規定してきた。とりわけ皇位継承をめぐる政争は熾烈を極め、朝廷における貴族らの盛衰にも多大の影響を与えた。そのため、皇位継承の歴史は血塗られたものとなったといえよう。壮絶な皇位継承争いを回避するため、奈良時代には中天皇として元明、元正のような女帝が擁立された。女帝には、過熱しやすい皇位継承争いを鎮静化する役割が期待された。しかし、こうした古くからの「女帝」中天皇論」に対しては、批判も投げかけられている。荒木敏夫氏は、「女帝」中継ぎ天皇論の誤りは、中継ぎと規定したからではなく、性差を前提にして『女性だから中継ぎ』としたため⁽⁴⁸⁾とする。天皇とは本来男性であるべきという一種の偏見に対する批判といえよう。

推古、皇極ら初期の女帝は、シャーマンとしての性格が濃厚であったとされる。女帝史をふり返ると、六世紀末には、崇峻暗殺による王権の危機を乗り切るべく、推古女帝と聖徳太子によりいわゆるヒコ・ヒメ制（二王制）とも呼

ばれる統治体制が構築された。邪馬台国の女王、卑弥呼と男王とによる統治形態と同様の支配原理に根ざしていた。だが、時代が下るにしたがって、女帝のシャーマン的色彩はしだいに希薄化していった。巫女王についてもその前提に自然と農耕の關係に依拠した先入観が作用していたといえよう。こうした女帝の巫女性性は、王権を神格化する司祭者としての大王に求められた性質の一つで、性的差異があったとは考えにくいとの見解もある⁽⁴⁹⁾。

これに関連して注目したいのは、義江明子氏の所説である。義江氏が指摘するように、額田部王以下、石上部王や穴穂部王、泊瀬部王など、この時代の王族らは部という経済的基盤と固く結びついていた。つまり、王族らはしだいに呪術的支配者から脱皮していったのである⁽⁵⁰⁾。義江氏を含め古代史家により多く取り上げられるのが、巫女性を指摘される飯豊王にはかならない。古くは折口信夫が『古事記』清寧記にみえる同女王の特異な役割について論じた⁽⁵¹⁾。

天皇崩りましし後、天下治す可き王無し。於是、日嗣所知せる王を問ふに、市辺忍齒別王妹、忍海郎女、亦の名は飯豊王、葛城忍海之高木角刺宮に坐しき。

この記事をどう読むべきか。結論をいえば、やはり臣下らが問うた結果として飯豊王の治世が開始されたということであろう。問うた相手が重要であるが、その点について『古事記』の記事だけでは判然としない。そこで荒木氏は書紀に注目した。清寧紀、同天皇三年七月条には、「飯豊皇女、於角刺宮、与夫初交。謂人曰、一知女道。又安可異。終不願交男」とみえる。扶桑略記や皇胤紹運録にも「飯豊天皇」と記されている。確かに、飯豊王はシャーマンの色彩を帯びていたといえよう⁽⁵²⁾。しかし飯豊王はあくまで実在しない伝承上の人物であり、折口のいうように「与夫初交」とあるのは祭祀上の話であろう。

事実上飛鳥時代に幕を引いた持統天皇ともなると、女帝とはいえ現実の覇者としての性格を色濃く帯びるようになる。皇后時代の称制については、持統称制前紀に「国母の徳」をもつと讃えられ、「立為皇后。皇后從始迄今、佐天皇定天下。每於侍執之際、即言及政事、多所比補」とみえる。称制下の皇后は、父、天智の権威や夫、天武のカリスマ性を最大限に利用して、皇位継承のルール的大幅な変更を企図した。皇后は天武の崩御に伴う葬儀の最中に、草壁即位の大きな障壁となっていた姉、大田皇女所生の大津皇子を葬り去った⁽⁵³⁾。

『懷風藻』によれば、草壁が病弱であったのに対し、大津は偉丈夫で文武両道に秀で大らかな気性は周囲の人望を集めたとされる。皇后はそこで、大津の排除を決断した。朱鳥元年一〇月二日、「皇子大津、謀反発覚。逮捕皇子大津」、ついに大津は死を賜わった⁽⁵⁴⁾。しかしその後、連累者三〇人は赦された。皇后周辺の謀略とみられる。

天武八年五月、皇后は天武の希望にしたがい、六人の皇子らを集め、吉野の盟約を結ばしめたことはすでに述べた。皇后が同盟約に期待した主たる目的が草壁を後に立太子させるための環境整備の一環であったことはまちがいない⁽⁵⁵⁾。しかし、大津の抹殺により「一母同産の如く慈まむ」との誓いはむなしく雲散霧消した。皇位継承には、当事者である王族だけではなく、その背後に控える豪族らの激しい権力争いがどうしても絡んでくる。とまれ、皇后所生の皇子が他に先んじて皇位を継承する原則がこの盟約の最大の意義であるとしたら、論理的には高市皇子を除くべきであろうが、依然として皇位継承には事実上大夫層の支持が不可欠であったために、大津皇子が標的とされたという⁽⁵⁶⁾ことであろう。

天武朝初期には大津に朝政を聴くことが命じられた。しかし、ほどなく皇后へと実権が移行するにしたがい、天武

一四年の冠位の制定にあつては、大津の「浄大武」に対し、草壁にはその一階上の「浄広菟」が賜与された。明らかに、処遇にも変化の兆しがみられるようになった。朱鳥に改元したかいたなく天武が崩じると、皇后は称制を敷いて草壁の即位に向けて邁進したのである。朱鳥元年正月、「皇太子率公卿百寮人等、適嬪宮而慟哭焉」とあるように、草壁は長きにわたって、しめやかに営まれた葬礼において率先して諸事にあたった。殯宮は異例の長期に及んだ。皇后の後ろ盾を得て、草壁は六度にわたり葬儀を主宰したのである⁵⁷。

皇后は一連の葬儀を通じて、天武の後嗣が草壁をおいてほかにないことを内外に示し、草壁の即位を正統化しようと腐心した。大后の地位を最大限に活用して、皇后は草壁の擁立に向け心血を注いだのである。称制三年正月には諸国をして前殿に朝せしめ、その翌月には鎌足の次男「直広肆藤原朝臣史」を刑部省の「判事」に任じた。この任命記事が書紀における藤原不比等の初出である。しかし、皇后の願いもむなしく、草壁はほどなく夭折した。だが、氣丈にも皇后はこれに挫けることなく、孫の軽皇子への皇位継承に期待をつないだ。周知の通り、父、天智は祖父、蘇我石川麻呂を謀殺し、壬申の内乱は父と夫を引き裂いた。上述の如く、近江朝廷においては天智の病いが重篤化すると、

俄かに王位継承問題が急浮上した。天智の讓位の申し出を固辞した夫の大海人が吉野に難をのがれると、当時皇太弟の妃であつた讚良皇女もこれに従つた。草壁ら幼な子の手を引きつつ吉野をめざして山路を急いだ苛酷な経験は、皇后に強靱な心を宿したにちがいない。

そして僅か七歳の草壁の忘れ形見、軽皇子が後に残された。草壁とその妃阿倍皇女の間生まれた皇子である。しかし、皇位継承資格を有する天武の皇子らとそれを背後から支える豪族らがその行く手を阻むことが十分に予想された。しかも未だ時代は幼冲の天子を支える政治機構を備えていなかった。持統三年六月、飛鳥浄御原令が頒布された。そこには天皇、皇后、皇太子の各称号が法定された。この令制は草壁の即位を念頭に構想されたが、もはやその草壁はこの世にいなかった。これまで法制史の研究を通じて、散逸した断片的資料から復原された飛鳥浄御原令から法典としての水準の高さがうかがえる。ここに皇太子制が成立し、皇位は著しく安定化した⁵⁸。一方、義江氏は持統女帝の即位を天武没後の皇位継承争いにおける王権の「奪取」と捉え、壬申の乱における天武と同様に血統上の有資格者の中で実力のある者が大夫層の支持を獲得して王権を掌握したとする⁵⁹。

輕皇子を擁立するには、天武の他の皇子ら手ごわい抵抗勢力に対抗しうる強力な政治勢力の結集が求められた。そのため皇后は草壁薨去の翌年、持統四年の正月、輕の成長までの中継ぎとして即位したのである。この年大陸では、中国史上唯一の女帝、則天武后が誕生し、国号を周とした。しかしわが国は、その後遣唐使を派遣させるまでそのことを知らなかったとされる。

そこで皇后・持統がそうした輕の支援グループの中核として担ぎ出したのが、かつて父天智の忠臣であった中臣鎌足の息、藤原不比等であった。不比等は斉明五年、鎌足の次男として生まれたとされている(『公卿補任』、『尊卑分脈』)。鎌足の長男である真人は、仏の道に進み定恵と称して弱冠一歳の若さで入唐を果した。不比等の出生をめぐっては、天智が忠臣、鎌足に懐妊した嬪を与えたとする説がある。まるでそれを裏づけるかのように、『万葉集』には「われはもや安見兒得たり皆人の得難にすとふ安見兒得たり」の一首が収められている。「内大臣藤原卿(鎌足)」の喜びはさぞや大きかったであろう。鎌足は連の姓をもつ中臣氏で身分は低く、よって娘の入内に踏み出すことと適わず、大王家とは姻戚関係になかった。また、文武天皇の宣命には「藤原朝臣の仕へ奉る状は、今のみにあらず、

かけまくも畏き天皇が御世御世へ奉る」とみえる。宣命の内容が事実なら、不比等はさぞや持統、文武両天皇の信頼を得ていたにちがいない。

不比等は養老四年八月三日に逝去するが、続紀には「是日、右大臣正二位藤原朝臣不比等薨」と記されている。その昇進のスピードは尋常ではなかった。しかも同日の記事によると、天皇はこれを深く悼み、ために政務を休むとともに同人の死に対し弔礼を行い、とりわけ手厚い勅が出されたとある。元正紀には、死者を弔う礼は「異于群臣」盛大であったとの記事がみえる。不比等は政権中枢にあって、律令国家の完成や皇位の直系継承への変更に大きく貢献した。破格の扱いを受けたことも頷けよう。⁽⁶⁾

律令国家の完成に向けて、不比等は国史や律令法典の編纂に多大の貢献をなしたことは疑いない。持統の期待にこたえて、不比等は草壁直系に皇位継承ルールを変更すべく奔走した。不比等は持統の権力基盤を巧に活用し天武が推進した専制政治を制度化して、律令官僚制の構築を進めたとされる。不比等に近い天智系の官僚や渡来系氏族など新興官僚層の官界進出を促進し、政権基盤を強化するとともに自家発展の礎を築いたその政治手腕は高く評価されよう。そもそも藤原氏の前身である中臣氏は天兒屋命を始祖とし、

四世紀頃までは、物部、大伴両氏らと同様に朝政にも関与する比較的高い地位にあった。だがその後、忌部氏と並んで大王家の祭祀を司るようになると、その朝廷内における地位は低下を余儀なくされた。

不比等の生母を車持君国子の娘、与志古娘とする所伝もある（『尊卑文脈』）。もし「安見兒」の歌の内容が本当であったとしても、大王家と姻戚関係にあったとはいえない。不比等は、幼い頃から渡来系氏族である田辺史大隅の家に預けられ養育された。さらに『尊卑分脈』には、「公、避く所の事あり。すなわち山科の田辺史大隅らの家に養う」との下りがみえる。ここにいう「避く所の事」とは、近江朝廷における天智と大海人の確執を避けてほかになかろう。これに対して、不比等誕生の頃、父の鎌足は不比等の従兄弟にあたる意美麻呂を猶子として迎えたこととの関係を重視する見方もある。相続について鎌足が意美麻呂に配慮したのであろうか。⁽⁶¹⁾周知のとおり、鎌足は天智と大海人の間に分け入り、深刻な衝突を回避するための緩衝剤の役割を果たしたとされる。大海人は吉野において挙兵する際、「大臣（鎌足―筆者）生存せば、吾豈此の困しみに至らむ」（『家伝』）と苦しい胸の内を漏らしたとされる。天智朝末の朝廷は緊張感著しく、鎌足は不比等の行く末を案じてい

た可能性は否定できない。鎌足も幼い頃から中国の兵法書を愛読したと伝えられている。鎌足には早くから策略家の資質が備わっていたとも考えられる。

もちろん「大織冠伝」にとどまらず、書紀にも随所で鎌足の事績は顕彰されている。鎌足の子孫である不比等のみならず、武智麻呂、仲麻呂らにより藤原氏の始祖である鎌足が美化されていることはまちがいない。仲麻呂は曾祖父、鎌足を忠臣ではなく、「諫臣」として描こうとしたと富樫進氏は分析する。⁽⁶²⁾富樫氏は『家伝』において「諫臣」としての鎌足に注目し、なぜ仲麻呂が鎌足に「諫臣」像を投影しようとしたかを明らかにしようとした。すなわち、「大織冠伝」において鎌足に比定される張良や呂尚といった古代中国の名臣らを分析する試みである。そこで注目されるのが、統紀天平宝字二年八月甲子条にみえる淳仁天皇の勅である。勅には「況自乃祖近江大津宮内大臣已来、世相明德、翼輔皇室」とみえる。天皇は鎌足以来、藤原氏は天皇家を支えてきたと讃え、仲麻呂に恵美押勝の名を賜与したことはよく知られている。⁽⁶³⁾

周知のとおり、『家伝』は「不比等伝」を欠く。不比等は自らの朝政に対する多大の貢献を父、鎌足に仮託したのではなかろうか。文武は即位後直ちに出した詔により、藤

原姓を息、不比等につがせた。⁽⁶⁴⁾このとき意美麻呂は神事を掌り、旧姓に復すよう命じられた。不比等は朝廷により公式に内大臣の後継者とされたのである。律令国家の完成とは、天皇を中心とする中央集権国家の構築を意味する。中国通の不比等の政治指導により律令国家を作動させる官僚制の整備が進められた。唐帝国の有する先進的知識を体得し、律令法典の編纂に必要な立法技術を備えた不比等のような貴族官僚を時代は求めていたのである。続紀文武天皇四年三月十五日条には、「詔諸王臣読習両令文。又撰成律令」とみえる。本邦で公式に律が編纂されるのは初めてのことである。不比等らによる律令の撰定後、大宝元年八月に明法博士らを六道に遣して新令を講釈させ、周知を徹底した。⁽⁶⁵⁾

新律令に基づく統治システムの再編は、愛孫、軽皇子に皇位を継承すべく中国流の直系継承に皇位継承ルールを変更したい持統と、藤原氏の繁栄をめざす不比等の利害の一致により推進された。古来、日本においては安定的な世代内継承が多くみられ、七世紀まで同ルールが慣習法として機能していたとみられる。⁽⁶⁶⁾

比較的寿命の短い当時であって、天皇の在位年数は限られていた。そのため直系継承では、どうしても幼冲の天子

が誕生する可能性が高くなる。その結果、王権が不安定化すると同時に、皇位継承をめぐる王族・豪族間の対立が激化し流血の惨事を招きかねなかった。これに対し世代内継承であれば、比較的年齢差が少ないことから、在位期間こそ短くなるものの、成年天皇の即位によって王権の安定性が高まった。⁽⁶⁷⁾

したがって、持統が宿願とした草壁の遺児、軽皇子（後の文武）への直系継承は王権の不安定化につながりかねなかった。しかしそれを類稀な政治的力量を有する持統は押し切ったのである。すでにみたように、天武紀からも持統は皇后の頃より夫の天武を凌ぐほどの政治力を發揮していた形跡がうかがえる。ずば抜けた皇后の力量は、天武が病の床に臥せると「天下之事、不問大小、悉啓于皇后及皇太子」との勅が出されたことから明らかであろう。

抜き出した政治力を有する皇后は、中国化という時代の要請に応えうる不比等と提携することによって、草壁直系による皇位継承に意欲を燃やした。機をみるに敏な不比等は、軽皇子が弱冠一五歳で即位するや、間髪を入れず娘の宮子を夫人として入内させた。やがて宮子が首皇子を産むと、不比等は外戚の地位を獲得するに至った。さらに梶犬養三千代との間にもうけた安宿媛を首皇子のもとに嫁がせ

た。その後、藤原氏の出である光明子は聖武の皇后となった。臣下の出身でありながら、ついに光明皇后が誕生したのである。⁶⁸⁾

五、皇位継承ルールと不比等政権

不比等政権は持統と不比等の提携関係を維持しつつ、天武朝とは大きく異なる政治路線を選択した。停滞していた日唐外交を修復、再開させることで中国化をより一層推進し、臣下の朝政への政治参加を促す方向に舵を切った。これまで筆者は、とりわけ天智・天武両政権の脆弱性に着目してきた。もちろんこれは書紀の編纂方針や記事の信憑性と密接に関連しているが、古代最大の内乱とされる壬申の乱がときに過大評価され、ときに過小評価されることにももっと注意を払うべきではなからうか。

こうした着眼点を理解する上で、最もわかりやすいのがいわゆる壬申の功臣、「壬申年功臣」の処遇であろう。この論点に正面から取り組んだ研究に倉本氏の論考がある。⁶⁹⁾ 壬申の乱後、これら功臣が必ずしも律令国家建設の重要な担い手となっていないという印象論をデータできちんと整理、分析した上で明らかにしたのが倉本論文である。実証

研究なだけに、「壬申の乱の功臣たちが、律令制国家建設に従事している政治スタッフとなったように見えない」とする倉本氏の主張には説得力がある。

データの分析結果として、同氏は「以上を総合すると、王族や大夫層氏族出身の功臣は、そのかなりの者が天武朝の政治スタッフとして活躍しているのに対し、伴造層氏族や地方豪族出身の功臣は、多くの者が官人として活躍することを許されることなく、わずかにその死後に贈位を賜わる者もいたに過ぎないことが判明した」と結論づけている。実際に乱の戦地で最も活躍した伴造層氏族が乱後の天武朝官制において実質的な政治スタッフとなったわけではなかったとされる。さらに分析を加えた結果、天武朝の政治スタッフはその出自の高さの故に登用されたのであって、「壬申年功臣」としての評価に基づいていたわけではないことも同氏はデータに基づき明確に指摘する。

これについて筆者は、天武朝に特徴的にみられる皇親政治の影響を想定した。倉本氏によれば、王族と大夫層氏族の占める比率は天武朝と持統朝で大きな差がないことが明らかにされている。もちろん壬申の功臣と皇親政治を直接的に結びつけて考えているわけではない。倉本氏が注目する天武二年五月の官人登用に關する詔が、天武朝における

壬申の功臣の官界進出を阻んでいた可能性は少なくなかろう。しかし詔は「諸臣連併伴造等」だけに限定されたわけではない。⁽⁷⁰⁾

むしろ重要なのは、天武に当初から「壬申年功臣」を抜擢する意思がなかったことではないかと筆者は考える。すなわち従来の「壬申の乱」像は余りに誇張されている。天智末期の近江朝廷の政治基盤が如何に脆弱であったかを再考すべきであろう。いうまでもなく、白村江の敗戦に伴う後遺症やダメージは近江朝廷の弱体化の最大の要因であり、この対外戦争により傷ついた西国の兵力が壬申の乱の際に徴兵に応じえなかったことが、何より近江朝廷の限界を示している。朝廷の敗北は最初から容易に予測でき、天武が論功行賞に必ずしも熱心でなかったことは驚くに値しないということが出来る。そう考えれば、「壬申の功臣」が実際には大きく誇張されたものであったと捉えるのが妥当ではあるまいか。

あえていうなら、天武と持統の官人政策が類似していたのは当然かもしれない。倉本氏は両者が国家を建設するに際して、共に未曾有の大乱を戦った功臣たちよりも、大王家から分かれた皇親と大化前代以来の大夫層をスタッフとして選んだとするが、そもそも如何に天武が権威化されて

も、皇親らに実務能力を求めるのは、まさに無いものねだりといわねばならない。よって、官人登用策を維持し実務層を確保することは、皇親政治をまがりなりにも安定的に進めるには不可欠であったと考えるべきであろう。以下で詳細に検討するが、皇親政治が官界に多大の影響や変化を与えたというのは過大評価ではなからうか。

本論に入る前に、ここにいう皇親政治の「皇親」とはいったい何かを明らかにしておく必要がある。しかし紙幅の関係や本題との関連において、本稿では「律令成立期」に限定しておくことにしたい。八世紀の奈良時代まで視野に入れると、皇親（勢力）の政治的無力さは歴然となってくる。本稿が対象とする律令成立期、とりわけ天武朝の皇親政治に対する通説批判の代表格ともいえるべき関見氏、倉本氏、虎尾達哉氏らの先行研究をまずみておこう。⁽⁷¹⁾ 各々スタンスやニュアンスの違いはあるが、通説に批判的な学説の多くは皇親を「天皇権力の藩屏」とは考えていない。対象とするこの時代には、皇親の官僚制が強く求められた。よって、この頃は臣籍降下した皇親氏族まで「皇親」の概念は大きく広がった。⁽⁷²⁾

確かに八世紀に入れば、皇親は大宝令により天皇四世孫、その後慶雲三年の格で同五世孫とその範囲が定まるが、

「律令成立期」には未だ明確に制定されていなかった。天武一三年に真人姓を賜与された五氏族に着目した倉本氏の研究によれば、天武と近い王統にあった者は皇親として格が保てず臣籍降下した場合と元來、天武血縁の薄い王統の者は比較的早く氏ごとに臣籍降下した場合とに分れる。そして天武一三年、真人姓へと改姓したとされる。同時期に官僚化した諸王でも数こそ少ないが、天武朝で皇親として生き延びた系統に属する者もいる。⁽²³⁾ 同氏の指摘を待つまでもなく、蘇我系王統にも、また壬申の乱で近江朝廷方になかった者が天武朝に及んで皇親の身分を維持しえたことはいうまでもなからう。それまで冠位制の外にあった諸王が授位されるようになった天武朝初年に、皇親の官僚化が一挙に進展した。これが天武一四年の淨御原令の定める冠位制により先行して整備されたことはよく知られているよう。

大化前代からの流れの中で考察すると、そもそも皇親は實際政治の埒外に位置づけられていたことがわかる。推古女帝の崩御に伴う王位継承をめぐる蘇我蝦夷邸での大夫らの合議にも王族が参加した形跡はない。王位継承と外征の是非という朝政の重要課題も朝議に参加したのは畿内の大豪族ら大夫層であり、王族には出番がなかったといっても過言ではない。よって、壬申の乱により天皇の権力と権威

が飛躍的に高まったことで、皇親の官僚化と皇嗣の安定的決定が喫緊の課題となった。天武朝になって初めて皇親が中央の官司や使節に任命されることが実に顕著となる。

天武朝において皇親の官僚化が急速に進展した政治的背景にはいったい何があったのか。いうまでもなく、対外的緊張は異様な高まりをみせていた。朝鮮半島では唐の覇権拡大、唐・新羅の軍事衝突、新羅の半島統一と情勢はめまぐるしく変転した。こうした唐の日本への軍事侵攻など対外危機が天武政権に重くのしかかっていたことはまちがいない。まず、発足まもない飛鳥の朝廷はかかる軍事的脅威に対処する上から天皇、朝廷への権力集中を推進した。皇親政治はかかる時代の要請との関係において再度検討すべき課題といえよう。

かつて石母田正氏は古典的著作として知られる『日本の古代国家』において、天武が天皇の専制的権力それ自体を確立するためではなく、貴族官人層を含めた支配層全体の共同利益を追求する機構としての国家形成のために専制的権力を行使したとの理解を示した。いわば未曾有の政治的危機に対応すべく、天武は天皇を中心に皇族らも貴族層をも結集する国家の構築をめざして権力を集中しようとしたとする見方はいまなお古くはないといえよう。⁽²⁴⁾

上述のように、天武二年五月の官人登用の法を定める一方で、天武五年九月の「筑紫大宰三位屋垣王」の土佐への流罪は明らかに諸王への厳しい処置であり、朝廷が皇親と貴族官僚の双方に対して同様に統制をかけていたことが知られる。天武は対外危機に一枚岩で乗り切る決意を固め、大夫層も含めた結集に心を砕いた。かかる緊張状態をより一層深刻化させていた国内的要因もあると倉本氏は指摘する。もちろんそれは壬申の乱に起因するものといつてよく、同氏のみるところ、支配層の分裂や地方支配の不徹底にあり、その原因は「天皇制の未確立と皇太子制の未成立による王権の分裂、および官人制の未発達による個々の氏族層の分裂に求められる」という。したがって、天武が最も注力したのが律令国家の建設であったことはまちがいないだろう。

しかし、こうした流れの帰結として倉本氏が述べる以下の総括を果たして全面的に受け入れてよいものであるかどうか。倉本氏は、「王権を中核として支配者層として結集し、地方勢力や被支配者層に対して相対的な優位を保てれば、そして律令国家完成後に与えられる律令貴族としての種々の特権を考えれば、天武の下に結集して皇親の統括下に律令国家の建設に従事するということは、各氏族にとっては存

続のために必要であると同時に有利な選択肢であったに相違ない」と結論づけている。⁽⁷⁵⁾なぜ天武朝の段階において、各氏族にとって「有利な選択肢」であることが予想可能なのであろうか。これは歴史を後からその帰結への道程に沿って巧みに組み立てた、いわば後づけの議論なのではなからうか。

そう考えると、さらに慎重な検討が必要な概念に「皇親の官僚化」が浮上する。それは律令官僚制の形成過程の一齣であり、けっして「皇親の官僚制化」でないことを確認しておきたい。倉本氏の論考では「特殊官僚層」なる概念が使用されているが、それは一時的・過渡的な集団であった後に頻出する「皇親勢力」とよばれる政治勢力へと発展してゆくと考えるのは早計であろう。なぜなら天武朝の「皇親集団」はその後もなく衰退してゆくからにはならない。果たしてカリスマ性を有する天武と血縁的に結びつくことで、氏族官僚の上位に位置づけられたといえるのであろうか。しかも同氏が指摘するように、「王権からの危険視を回避するために官僚化した」の可否かは判然としない。吉野の盟約がそのことを雄弁に物語っている。⁽⁷⁶⁾

皇太子制の研究者として著名な荒木敏夫氏は直木氏の研究を批判的に検討しつつ、浄御原令による「太子」から

「皇太子」への変更を肯定するが、それは草壁の遺児、軽皇子に限定され、この段階では「皇太子執政」論の根拠となる史実の検出を否定する⁽⁷⁾。ただし荒木氏も指摘するように、直木氏の太子論には優れた側面も少なくない。筆者は荒木氏とは異なり、厩戸皇子・中大兄皇子・大海人皇子の「立太子」を認める直木氏の「過渡期」の視点が同氏の「太子」論に厚みを与えているとみる。簡単には具体論に入ることはできないが、段階的に「太子」概念が「皇太子」を含意するようになっていったことはまちがいないからう。

周知の通り、皇太子制が求められたのは、皇位をつぐ皇嗣を一人に絞り込む過程を制度化し、皇位継承を安定化するためであり、それが王権の安定につながることもまちがいないであろう。天智八年以降、日唐外交の架け橋である遣唐使の派遣は中断され、この間に日羅関係は頻繁な外交使節の往来で親密化した。よって、天武朝から編纂が開始された浄御原令に新羅の影響が強いことはまちがいない。新羅は徹底して唐勢力の半島からの駆逐につとめ、『三国史記』によれば、六七六年、すなわち天武五年には半島統一を達成した。新羅は唐とは異なり体系的な成文法をもたなかったが、唐の律令を参照し新羅に適合的な法規を整え

⁽⁸⁾ た。天武朝のおよそ一四年間に日本から新羅へは四度の遣使がなされ、新羅からは八度にわたり進調のための遣日本使が訪日した。

こうした新羅の影響であろうか、浄御原令には固有法的側面を重視した形跡が見受けられる⁽⁹⁾。一時的にせよ、唐の影響から解放されたわが国は、浄御原令官制から大宝令官制へと発展段階を迎え、持統と不比等という新時代の指導層の下で、政権中枢から皇親は退き、再び大夫層が太政官の上層部で寡頭制を形成し、いわゆる不比等政権を誕生させたのである。かくして皇親政治は大きく後退し、草壁直系の天皇と外戚、藤原氏の蜜月時代が到来した。

持統が不比等と提携関係を構築したことは、壬申の乱の敗者、天智系官人らの復権という側面も併せ持っていた。ただし、それは必ずしも天武系から天智系への主導権の移行を意味したわけではない。その実態は両系統の共存とみるべきではなからうか。確かに天武朝の官制をみる限り、有力な豪族は「太政官（納言）」に配され、実質的な政策決定の権限は付与されなかったとの見方もある。天武朝官制をそう杓子定規に考える必要はなく、皇親政治にもある程度の柔軟性があつたと考えた方が妥当ではなからうか。

天武朝に合議制を認める立場の佐藤長門氏は、「納言は

また太政官とも、あるいは太政官卿とも表記されており、専制君主と合議制を対立する概念でとらえる必要もないことからすれば、複数の納言からなる合議が少なくとも天武六年から持統三年まで存続していた」とみる。⁽⁸⁰⁾確かに書紀には、天武九年七月二五日条に「納言兼宮内卿五位舍人王病之臨死⁽⁸¹⁾」とあり、持統元年一月一日条にも「納言布勢朝臣御主人言之⁽⁸²⁾」とみえる。こうした記事を踏まえ、これまで納言の性格については早川庄八氏らの説をめぐり様々な論争が繰り返されてきた。確かに、納言を侍奉・奏宣にあたる官であって、宰相や執政官ではないとみる見解も少なくない。関係史料や諸説を検討してみると、やはり後者の性格も一定程度果たしていたとみるべきではなからうか。上記のように、こうした見方は皇親政治の柔軟性とも符合するといえよう。

しかし佐藤氏がいうように、倭国王権の合議は、増加する行政事務を各階層に分掌したことに始まり、大王と各部門の指揮・命令系統を機能させることで、王権行政を統一的に運営するための仕組みであったとの見解には俄かに与しえない。政治学や行政学の視点からいえば、君臣らの合議体は大王の意思を下達や上奏を通じて王権行政を統一的に運営することを目的に設けられた組織ではない。大化

前代の大夫層の合議を踏まえて考えれば、群臣らの合議を通じて大王の意思に検討を加え、場合によっては改廃を求めることにこそ最も重要な意義がある。したがって、律令官僚制の発展に伴い、大王と群臣との関係は協調と対立の両面をもつことになる。「王権行政」なる概念が一面的な見方であり、むしろ合議を経て群臣らによる立法の機能が認められるようになったと考えるべきであろう。

上述のように、皇親政治に特徴づけられる天武朝の政治は単に専制的であったわけではない。たとえば、天武九年一月七日条に、「詔百官曰、若有利国家寛百姓之術者、詣闕申。則詞合於理、立為法則」という詔を百官に対して出したとあることがその証左といえよう。また、天武紀には壬申の功臣が亡くなれば、皇親が弔問に向いたとの記事も散見される。⁽⁸³⁾従前の皇親政治なる概念は、天武による専制政治の側面が過度に強調されていたと考えるのが妥当であろう。

天武が崩御すると、直ちに皇后による史上二度目の称制が開始された。期待を託した草壁も結局、ほどなく夭折した。そこで持統は自ら即位し、草壁の遺児、軽皇子の擁立を策した。女帝の傍らには父、天智の片腕であった鎌足の次男、不比等がいて持統の寵臣として藤原氏の発展にもつ

ながら直系継承の推進役を担った。いうまでもなく、直系継承を志向すれば、幼帝や女帝が誕生することはある程度避けられない。⁸⁴⁾

壬申の乱が皇位継承に与えた影響は実に大きく、葛野王伝（『懷風藻』）の一節には皇位継承をめぐる当時の為政者たちの思惑が投影していた。太政大臣・高市皇子の薨去をうけて、持統が招集した「王公卿士」らの会合において、「我が国家の法」は「神代より以来、子孫相承けて、天位を襲げり」とし、「若し兄弟相及ぼさば、則ち乱此より興らむ」との葛野王の発言が飛び出した。これに天武の皇子の一人、弓削皇子は異を唱えたが、王に一喝されその言は封じられた。葛野王の主張は持統の入れるところとなり、王はその功績により昇叙の上、式部卿に任じられた。こうした理解に対して、『懷風藻』の内容を批判的に検討し、持統の即位を認めず天武の正統な後継者を高市としていたなど、その曖昧さを指摘する大山誠一氏の見解もある。⁸⁵⁾

ここで不自然であるのは、仮に慶雲四年の元明女帝即位の宣命「近江大津宮に御宇しし大倭根子天皇の天地とともに長く日月とともに遠く改るまじき常の典と立て賜へる法（不改常典）」がすでに定められていたなら、天智の孫にあたる葛野王はなぜ席上この慣習法を持ち出さなかったのか

ということである。不改常典が皇位継承にかかわる慣習法であるとしたら、その継承原理は直系であり、庶子を排除する嫡系にまで限定されてはいないと考えられる。天武―草壁―文武―聖武は直系継承であるが、必ずしも嫡系継承とはなっていない。⁸⁶⁾

二五歳の若さで文武が崩御したとき、その息、首は未だ七歳であった。朝廷の首脳は幼少の故に即位を断念し、代わって文武の母、元明を擁立せざるをえなかったのである。文武崩御の一〇日後、元明は東楼で八省、五衛府の長官らを前にして万機を撰る旨を詔した。その翌月、百官らが大極殿に集められ、即位の宣命が読み上げられた。多くの関心を呼んだ宣命には、元明即位が文武の遺詔に由来するとされていた。なかでも注目されたのが、不改常典であったことはいうまでもない。宣命によれば、不改常典の制定者は天智とされ、この「法」は未だ文武の即位詔には登場しない。天武系や天智系を広く皇族のみならず、いずれかを支持する貴族官僚にまで拡大し、正統な継承原理は直系とする。そうした上で、両系統の共存を想定するのが適当ではないかと筆者は考える。こうした「法」の信憑性にかかわらず、背景には不比等と持統や文武らの厚い信頼関係が作用していたことはまちがいないであろう。天平勝宝八年の

「東大寺献物帳」には、黒作懸佩刀一口の伝承からいかに直系継承を志向する天智系の皇室の不比等に対する期待と信頼がいかに絶大であったかが知られよう。草壁皇子は臨終に際し佩刀を不比等に与えたとみられる。とすれば、草壁が刀を不比等に与えた時期は意外に早く、草壁が薨去する持統称制三年ということになる。「東大寺献物帳」にみえる「太政大(太)臣」が不比等であるとすると、その伝承は後世に極官を記載したものとみなければならぬ。伝承には草壁の不比等に対する感謝の念とともに、愛息軽皇子の後見を託そうとする切実な思いが込められていたとみられよう。⁽⁸⁷⁾

一方、不比等は皇位継承ルールを変更する代償として太政官制を掌中におさめた。天皇と貴族官僚との利害調整の上からも、王権の安定性を高めるためにも、天皇を法的枠組みの中に取り込む必要があった。これにより、太政官を頂点とする官僚機構に依拠して執政権を貴族層に付与することが可能となった。八世紀に入ると、不比等の主導下に大宝、養老の両律令が編纂され、かかる仕組みは律令法の体系に組み込まれていった。⁽⁸⁸⁾

周知の通り、大宝律令の撰定については、統紀大宝元年八月三日条に刑部親王以下不比等、下毛野古麻呂、伊吉連

博徳ら一九名の編纂者名がみえる。⁽⁸⁹⁾ このうち田辺姓の編纂者二人のほか、伊吉連博徳ら他のメンバーも大方は渡来系氏族の出で、粟田真人をはじめ入唐経験を有する当代一流の明法家が動員され、不比等が編纂事業を主導したとみられる。同様に、養老律令の編纂も、弘仁格式序が「養老二年、復た同じく大臣不比等、勅を奉はりて更めて律令を撰ぶ」とし、『政事要略』が「淡海公は手づから詔勅を草し、律令を筆削す」とするようになり、不比等が主導したとみて大過なからう。

律令体制には、基本的に律令制と氏族制の二つの原理が働いていた。不比等は氏族制の原理を抑止し、律令制の原理の浸透をめざした。かくして人材登用主義に立って、不比等率いる渡来系官人や新興官僚層の台頭を招来した。かかる傾向と中流出身の藤原氏一族の政官界進出は不即不離の關係にあった。天武系の政治勢力は、太政官の要職をめぐり不比等らの勢力とも競合する關係にあったといえよう。⁽⁹⁰⁾ 氏姓の尊重が考課、選叙の基準である点で天武・持統の兩朝の方針は共通するが、天武朝で「族姓」が尊重された傾向を持統朝にも認めることはできない。⁽⁹¹⁾ 浄御原令を経て大宝、養老令としいに完成度が高まると、「族姓」の文字はしだいに姿を消すようになる。大宝令の編纂に際して、

官人の考選法の見直しが行われた。氏姓を尊重する方針は変更され、人材登用への道が大きく開かれるようになった。官僚制の原理が浸透するに伴い、不比等は大胆な方針転換によって自派の培養へと突き進んでいった。

文武二年六月条の「直広參田中朝臣足麿」に関する記事⁽⁹²⁾や大宝元年六月条にみえる「正五位上、忌部宿祢色布知」の記事に明らかのように、不比等は徐々に実力をつけ政権を掌握するようになってからも、天武系勢力への配慮を怠らなかつた。政権を掌握するため、不比等は徹底した外戚政策を押し進め、持統の草壁直系による皇位継承に対する強い執着を巧みに利用するとともに、天武系勢力を巧に牽制して官界の制圧をめざした。

中央政界を展望すると、律令官僚たる藤原氏の台頭に比して、いわば天武系の大伴氏の後退が顕著である。新令制下の大納言には、石上麻呂、藤原不比等、そして紀麻呂らいわゆる持統派と目される面々が登用された。その間、旧大納言の大伴御行が他界したにもかかわらず、大伴氏からの補充は見送られた。それまで中納言として不比等らの上席を占めていた大伴安麻呂の起用はついに日の目をみなかった。そこには、不比等の政治的意図が働いた可能性もあろう。ただし続紀慶雲二年四月一七日条には、「依官員

令、大納言四人。職掌既比大臣、官位亦超諸卿。朕念之、任重事密、充員難滿。宜廢省二員為定兩人、更置中納言三人、以補大納言不足」と勅が下されたことにも目配りしておく必要がある⁽⁹⁴⁾。

ふと気づけば上席には老臣、石上麻呂が残されただけ、もはや太政官の主導権は不比等の掌中に握られつつあった。大伴氏の進出を阻止した不比等はついで天武系皇親らの牽制に意を用いた。不比等は自己の政権基盤を強化すべく、反対勢力の進出に神経を使った。不比等は太上天皇、知太政官事、参議といった令外の官を最大限活用し、不比等政権への批判を巧みにかわしたのである。

大宝令における太上天皇の新設は、いささか大幅な修正であった。儀制令天子条や同皇后条は太上天皇がほぼ天皇同格であることを法定し、後者の条文について令集解所引朱説には、「天皇与太上天皇同列之人也」なる注記が加えられている。持統二年八月一日条に、「天皇定策禁中、禪天皇位於皇太子」とみえ⁽⁹⁵⁾、釈紀所引私紀が「持統天皇十一年春二月丁卯朔壬午、立為皇太子」とすることからして、同年前半には文武への皇位継承に向け持統と不比等の間に緊密な提携関係が構築されたとみられる。

六、おわりに

以上にみてきたように、七世紀後半以降の王権の安定性確保や皇位継承の安定化には律令国家の整備が何より重要であった。壬申の乱の原因とその結果や影響を考える上で、日本書紀の記事の信憑性とそこに込められた政治的意図を踏まえて天智政權と天武政權の実相を直視することが不可欠である。

第二章では、いま一度近江朝廷の脆弱性に検討を加え、とりわけ同政權末期の危機的状況が壬申の乱を引き起こした側面に着目した。そもそも通説で壬申の乱の起点とされた「朕、疾甚」として大海人に後事を託した天智の詔に対する反応は著しく誇張されている。倉本氏が端的に指摘するように、壬申紀にすら天智のいわゆる「陰謀」が記されているわけでもない。大海人が身の危険を感じて詔を固辞し吉野に落ちのびたことにされている。大海人が兄天皇の申し出を辞退し、倭姫王の即位をも代替案としていることから、天智朝末期の朝廷では依然として古来の世代内継承が多く、天智朝末期の朝廷では依然として古来の世代内継承が多く、天智朝末期の朝廷では依然として古来の世代内継承が多くの支持を集めていた可能性もあろう。天皇の重患、天皇との間に子をなさない倭姫王、卑母をもつ大友

といった政權末期を目の当たりにして、さすがの大海人も「近江大津での即位」を忌避した可能性が高からう。

第三章では、律令国家の成立と皇位継承の関係を再検討するため、天武政權の見直しを試みた。かねてより筆者が重視してきたのは、壬申の乱の勝者側である天武朝の治世についてその厳しい実情を率直に描き出すことであった。書紀の完成段階は奈良時代初期であり、大宝、養老兩律令の編纂を主導したとされる不比等政權の政治的意図が反映されていたとしても何ら不思議はない。不比等自身はいうまでもなく近江方にあり、天武政權には批判的であったとされる。遠山氏は壬申の乱の性格について、天武と持統が天智朝を衰亡させようとする奸臣らの掃討を企図した戦いとし、大友はそうした奸臣に擁せられたとみる。しかし筆者は、もしそうなら天武らは近江に残り、天智らを支えたと考える。もう一点、天武政權の専制政治を誤解させる要因に皇親政治の皮相な理解がある。大臣を置かず、天皇と皇親だけで政治を運営し、有力豪族らは太政官の納言に集められ、政治参加の道を断たれたとの理解が流布している。しかし、天武政權はむしろできるだけ「皇親の官僚制化」を推進し、「壬申年功臣」も特段厚遇せず、大きな期待を寄せなかった。

第四章では、持統天皇がいかなる権力資源を動員して孫の軽皇子への直系継承、すなわち草壁直系を正統化すべく理論武装したかを明らかにした。持統は「同称制前紀」で「国母の徳」を有するとされた。称制下にあっても、皇后は父、天智の権威や夫、天武のカリスマ性を権力資源として最大限活用し、律令国家の整備と皇位継承ルールの見直しを精力的に推進した。具体的には、まずわが子、草壁の即位の環境整備に心血を注いだ。草壁を擁立するため、後の持統は近江朝廷方の生き残りで中国通の不比等を見出し、提携関係の強化に全力を傾けた。皇后は草壁の夭折に直面しつつも、自ら即位して軽の後ろ盾なり、王権の安定化や皇位継承争いを鎮静化するためにも、浄御原令の完成に注力し皇太子制を法定して一段と安定的な皇位継承をめざした。天皇号が法制化されるだけでなく、それまで「太子」や「太政大臣」などと曖昧であった皇太子制も「皇嗣」として明確に位置づけられたのである。不比等は背後で草壁直系の正統化に大きく貢献し、持統、文武両天皇の厚い信頼を獲得した。不比等は皇子の入内を皮切りに外戚政策を精力的に展開し、自家の発展に多大の貢献をなした。草壁直系の実現の見返りとして、不比等は太政官を頂点とする官僚制を掌中におさめた。

第五章は、皇位継承ルールの変更と律令官僚制の確立の観点から、不比等政権の特質を明らかにする試みである。前者について持統と不比等の利害関係や提携関係から同政権を語ることは問題を矮小化しかねない。不比等政権は天武朝の政治路線を克服し、対外的には日唐外交を修復し、国内的に渡来系氏族や新興豪族層の活躍の場を拡げた。すでにふれたように、倉本氏による「壬申年功臣」の実証研究からは、天武朝における律令国家建設に従事した政治家スタッフに壬申の功臣が大きく貢献したという事実は検出されなかった。近江朝廷の脆弱性を十分に考慮すれば、こうした功臣らへの論功行賞が企図されなかったのは当然であろう。かかる状況にあつて、いわゆる皇親政治はやむをえない暫定的措置であつたといえるかもしれない。したがって、皇親の官僚制は天皇に一元的に権力を集中すべくなされた至極当然の措置であつたといえよう。ただし不比等政権は天武政権の日羅外交からの恩恵を享受していた。浄御原令の固法的側面の重視は、新羅の影響によるところが大きいといわねばならない。筆者は、天武朝の皇親政治の柔軟性にも目を向けるべきと考ええる。佐藤氏の研究によれば、天武朝官制のうち太政官（納言）には「倭王権の合議」が検出されるというが、これはその一端とみてよい

のではなからうか。

- (1) 直木孝次郎『持統天皇』(新装版) 一九八五年、吉川弘文館、一一頁。
- (2) 森田悌『天武・持統天皇と律令国家』二〇一〇年、同成社、一一頁～一二頁。
- (3) 倉本一宏『壬申の乱』二〇〇七年、吉川弘文館、二八頁以下。
- (4) 山田英雄『日本書紀の世界』二〇一四年、講談社、二四頁以下。倉西裕子『「記紀」はいかにして成立したか』二〇〇四年、講談社、第三章。
- (5) 直木前掲書(『持統天皇』)、一一頁以下。
- (6) 倉本前掲書(『壬申の乱』)、二八頁以下。
- (7) 倉本一宏『持統女帝と皇位継承』二〇〇九年、吉川弘文館、五七頁以下。
- (8) 森田前掲書、一一頁以下。
- (9) 森田前掲書、一二頁。
- (10) 森公章『天智天皇』二〇一六年、吉川弘文館、九一頁以下。
- (11) 西郷信綱『壬申紀を読む』一九九三年、平凡社、三〇頁以下。
- (12) 直木孝次郎『壬申の乱』(増補版) 一九九二年、塙書房、五一頁～八九頁。

- (13) 拙稿「皇極・持統両女帝と王位継承」『法学研究』九一卷三号、七四頁～八六頁。
- (14) 吉野裕子『持統天皇』一九八七年、人文書院、四二頁～八二頁。
- (15) 直木前掲書(『壬申の乱』)、三二二頁～三三三頁。
- (16) 『日本書紀』下、四八五頁。
- (17) 倉本前掲書(『壬申の乱』)、三五頁以下。
- (18) 『日本書紀』下、三七九頁～三八〇頁。
- (19) 『日本書紀』下、三八〇頁～三八二頁、頭注、一三～一五。一部は万葉集にもみえ、全体として近江朝廷の衰退ぶりを諷しているが、部分的には何を諷しているのか必ずしも判然としない。
- (20) 『続日本紀』二、七八頁～七九頁。藤原不比等は養老四年八月、書紀の完成を見届けてこの世を去った。一九人の編纂者が明白な大宝律令と異なり、養老律令については、成立年が養老二年とする説に多くの疑問が呈されてきた。晩年の不比等政権が果たして盤石であったかどうかは、慎重に判断されてしかるべきであろう。
- (21) 拙著『新・皇室論』二〇一三年、芦書房、一六五頁～一七九頁。
- (22) 遠山美都男『敗者の日本史Ⅰ 大化改新と蘇我氏』二〇一三年、吉川弘文館、四四頁～四五頁。
- (23) 拙著『天皇と官僚』一九九八年、P H P 研究所。

- (24) 関晃『婦化人』二〇〇九年、講談社、六三頁〜九二頁。
加藤謙吉『大和の豪族と渡来人』二〇〇二年、吉川弘文館、一〇二頁〜一五三頁。
- (25) 『日本書紀』下、四二九頁。
- (26) 加藤前掲書、一〇五頁。この天武の詔について、加藤氏は「断罪ではなく、過去の行為を厳しく咎めたいうで、改めて恩恵を施し、天武朝政治に対する東漢氏一族の全面的な協力を引き出そうとする天皇のしたたかな意思が読み取れるが、あえて詔を出してまで天皇がこのような挙に出たところに、東漢氏一族の並々ならぬ力量のほどがうかがえる。少なくとも、大和政権が全国政権へと発展してゆく段階で、同氏が政権内部においてかなり重要な位置を占めていたことは確かであろう」とみる。
- (27) 北山茂夫『天武朝』一九七八年、中央公論社、四頁以下。
- (28) 石母田正『日本の古代国家』一九七二年、岩波書店。
- (29) 直木孝次郎『律令官制における皇親勢力の一考察』『奈良時代史の諸問題』一九六八年、塙書房。
- (30) 竹内理三『天武「八姓」制定の意義』『律令制と貴族政権—第一部 貴族政権成立の諸前提—』一九五八年、御茶ノ水書房。
- (31) 倉本一宏『律令制成立期の『皇親政治』』笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻、一九九三年、吉川弘文館、一〇九頁〜一一〇頁、同「真人姓氏族に関する一考察」『続日本紀研究』二三三二号も参照。
- (32) 倉本前掲論文、一一〇頁〜一九八頁。同氏は臣籍降下の事情を具体的に検討した上で、多治比、威奈、当麻の各氏族について、比較的早い時期に系統により臣籍降下し公姓を下賜され、天武一三年には真人姓となったとする。
- (33) 倉本前掲論文、一二七頁。
- (34) 寺西貞弘『天武朝政治と皇子の動向』『古代天皇制史論—皇位継承と天武朝の皇室』一九八八年、創元社。
- (35) 『日本書紀』下、二二七頁。
- (36) 武光誠『大化改新と皇親』『史学論叢』一・三、一九七二・七三年。
- (37) 早川庄八『日本古代官僚制の研究』一九八六年、岩波書店等を参照。
- (38) 『日本書紀』下、四一一頁。
- (39) 『日本書紀』下、四一三頁。
- (40) 倉本前掲書（壬申の乱）、二二七頁以下。
- (41) 『日本書紀』下、四三五頁。
- (42) 寺西前掲書。
- (43) 星野良作『研究史 壬申の乱』（増補版）一九七八年、吉川弘文館、二二三頁〜二二五頁。
- (44) 田中前掲書、一一七頁。

- (45) 拙著『皇室がなくなる日』二〇一七年、新潮社、七九頁。
- (46) 『日本書紀』下、四一七頁。
- (47) 『日本書紀』下、四一七頁。
- (48) 荒木敏夫「女帝研究の視角と課題」『東アジアの古代文化』一一九号、二頁〜四頁。
- (49) 拙著『女帝誕生』二〇〇三年、新潮社、二〇頁〜五八頁、前掲拙著（『皇室がなくなる日』）、第二章。
- (50) 義江明子「巫女王の真実―『イヒトヨ』王の物語より」『東アジアの古代文化』一一九号、二五頁〜三三頁。
- (51) 日本思想大系『古事記』一九八二年、岩波書店、二八三頁。
- (52) 荒木敏夫『可能性としての女帝』一九九九年、青木書店、七〇頁以下。
- (53) 『日本書紀』下、四八五頁。
- (54) 『日本書紀』下、四七八頁。
- (55) 直木前掲書（『持統天皇』）。
- (56) 遠藤みどり『日本古代の女帝と讓位』二〇一五年、塙書房、一七四頁以下。
- (57) 『日本書紀』下、四八九頁。
- (58) 荒木敏夫『日本古代王権の研究』二〇〇六年、吉川弘文館、一五三頁〜一五四頁。
- (59) 義江明子「古代女帝論の過去と現在」『天皇と王権を考える』二〇〇二年、岩波書店。
- (60) 『続日本紀』二、七八頁。
- (61) 高島正人『藤原不比等』一九九七年、吉川弘文館、三一頁。
- (62) 富樫進「君聖・臣賢・茲美―『藤氏家伝』における諫言の機能」篠川賢・増尾伸一郎編『藤氏家伝を読む』二〇一一年、吉川弘文館、一二四頁以下。
- (63) 『続日本紀』三、二八二頁。
- (64) 『続日本紀』一、一二頁。
- (65) 『続日本紀』一、二六頁。
- (66) 拙著『新・皇室論』二〇一三年、芦書房、一五七頁〜一七三頁。
- (67) 前掲拙著（『新・皇室論』）、二二七頁以下。
- (68) 義江明子『累代養橘三千代』二〇〇九年、吉川弘文館、三六頁〜三九頁。義江氏は三千代が軽の乳母で、しかも首の乳母であったことに注目する。
- (69) 倉本一宏「壬申年功臣たちのその後」『東アジアの古代文化』一一八号。
- (70) 『日本書紀』下、四一三頁。
- (71) 虎尾達哉「律令国家と皇親」『日本史研究』三〇七号等参照。
- (72) 倉本前掲論文、一〇九頁〜一一〇頁。
- (73) 倉本前掲論文、一一一頁〜一二二頁。

- (74) 『石母田正著作集』第三卷、一九八九年、岩波書店。
- (75) 倉本前掲論文、一七八頁～一八〇頁。
- (76) 倉本前掲論文、一八〇頁。
- (77) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』一九八五年、吉川弘文館、一三三頁。
- (78) 山尾幸久『古代の日朝関係』一九八九年、塙書房、四四頁。
- (79) 鈴木靖民『古代対外関係史の研究』一九八五年、吉川弘文館、一七頁～一八頁。
- (80) 佐藤長門『日本古代王権の構造と展開』二〇〇九年、吉川弘文館、一〇二頁。
- (81) 『日本書紀』下、四四三頁。
- (82) 『日本書紀』下、四八八頁。
- (83) 『日本書紀』下、四四三頁。
- (84) そのため、幼帝や女帝など必ずしも的確な意思決定能力を十分に有しない天皇の下であつても着実に律令国家の運営が可能なように、太政官を頂点とする官僚制の整備が求められたのである。不平等は、渡来系氏族や新興官僚層を動員してこうした体制強化に腐心した。
- (85) 大山誠一『神話と天皇』二〇一七年、平凡社、五八頁以下。
- (86) 倉本一宏『持統女帝と皇位継承』二〇〇九年、吉川弘文館、七〇頁以下。
- (87) 土橋寛『持統天皇と藤原不平等』一九九四年、中央公論社、一一五頁以下。
- (88) 前掲拙著『皇室がなくなる日』、一一〇頁。
- (89) 『続日本紀』一、四四頁以下。
- (90) 前掲拙著『新・皇室論』、一七三頁～一七九頁。
- (91) 持統朝では氏姓の大小が善最・功能と考選の基準として同等に扱われたとみられる。かかる出自と能力の関係は、令制を考察する上でも重要である。
- (92) 『続日本紀』一、一一頁。
- (93) 『続日本紀』一、四一頁。
- (94) 『続日本紀』一、八四頁～八六頁。
- (95) 『日本書紀』下、五三五頁。